



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構ニュース

令和2年11月18日
第258号

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2

「令和3年度高齢者活躍企業コンテスト」を実施 高齢者がいきいきと働くことのできる 創意工夫の事例を募集します（11月18日～3月31日）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、厚生労働省との共催により、高齢者が働きやすい職場等とするための創意工夫の事例を募集し、優秀事例について表彰する「令和3年度高齢者活躍企業コンテスト」を実施します。

当コンテストは、優秀企業等の改善事例と実際に働く高齢者の働き方を社会に広く周知することにより、企業等における雇用・就業機会の確保等の環境整備に向けて具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた機運を醸成することを目的としたもので、応募のあった事例のなかから優秀事例を選定し、令和3年10月に表彰を行う予定です。

※ 令和3年4月1日施行の高齢者雇用安定法改正に伴い、高齢者が一層活躍できるよう70歳までの就業確保が努力義務化されたことから、名称を変更しています。（旧称：高齢者雇用開発コンテスト）

～ 募 集 概 要 ～

◆募集期間

令和2年11月18日（水）～令和3年3月31日（水） ※当日消印有効

◆応募方法

- ・ 指定の応募様式に記入していただき、写真・図・イラスト等を添付して下さい。
- ・ 応募様式は、各都道府県支部高齢・障害者業務課にて、紙媒体または電子媒体により配付します。また、当機構のホームページからも入手できます。
(URL https://www.jeed.or.jp/elderly/activity/r3_koyo_boshu.html)
- ・ 応募書類等は返却いたしません。
- ・ 応募先は、各都道府県支部高齢・障害者業務課です。

◆応募資格

1. 原則として、企業からの応募とします。
2. 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。
3. 高齢者が65歳以上になっても働ける制度を導入し、高齢者がいきいきと働くことのできる創意工夫がなされていることとします。
4. 応募時点前の各応募企業における事業年度において、平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこととします。

●詳細は、別紙「令和3年度 高齢者活躍企業コンテスト 募集要項」のとおりです。

◆その他

- ・ 審査結果は、令和3年9月中旬を目処に発表します。

別紙 新旧対照表

「令和3年度高齢者活躍企業コンテスト 募集要項」

お問合せ：雇用推進・研究部研究開発課

（担当：杉山／佐々木（良）／上地／柳川）

TEL：043-297-9527

FAX：043-297-9550

《 前年度(令和2年度)からの主な変更点 》

・R3.4.1施行の高年齢者雇用安定法改正に伴い、
コンテストの名称を「高年齢者活躍企業コンテスト」(※)と改称し、
定年引き上げや継続雇用制度の導入だけでなく、創業支援等措置の導入も含めた幅広い事例を募集するため、以下の変更を行いました。

(※令和2年度「高年齢者雇用開発コンテスト」)

●募集する取組内容の変更点(※赤下線部分が変更箇所です。)

(変更後(R3))

取組内容	内 容 (例示)
高年齢者の活躍のための 制度面の改善	①定年制の廃止、定年年齢の延長、65 歳を超える継続雇用制度の導入 ②賃金制度、人事評価制度の見直し ③多様な勤務形態、短時間勤務制度の導入 <u>④創業支援等措置(65 歳以上における業務委託・社会貢献)の導入</u> (※2) ⑤各制度の導入までのプロセス・運用面の工夫 (制度改善の推進体制の整備、運用状況を踏まえた見直し) 等
高年齢者の 意欲・能力の維持向上 のための取組	①高齢従業員のモチベーション向上に向けた取組や高齢従業員の役割等の明確化 ②高齢従業員による技術・技能継承の仕組み ③高齢従業員が活躍できるような支援の仕組み (IT 化へのフォロー、危険業務等からの業務転換) ④高齢従業員が活躍できる職場風土の改善、従業員の意識改革、職場コミュニケーションの推進 ⑤新職場の創設・職務の開発 ⑥中高齢従業員を対象とした教育訓練、キャリア形成支援の実施 等
高年齢者が働きつづけられるための 作業環境の改善、健康管理、安全衛生、 福利厚生取組	①作業環境の改善 (高年齢者向け設備の改善、作業姿勢の改善、配置・配属の配慮) ②従業員の高齢化に伴う健康管理・メンタルヘルス対策の強化 ③従業員の高齢化に伴う安全衛生の取組 (体力づくり、安全衛生教育、事故防止対策) ④福利厚生の充実 (休憩室の設置、レクリエーション活動、生涯生活設計の相談体制) 等

※2「創業支援等措置」とは、以下の①・②を指します。

①70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

②70歳まで継続的に、「a.事業主が自ら実施する社会貢献事業」又は「b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業」に従事できる制度の導入

創業支援等措置の導入を内容の例示に追加しました。

(変更前(R2))

取組内容	内 容 (例示)
高年齢者の活躍のための 制度面の改善	①定年制の廃止、定年年齢の延長、65 歳を超える継続雇用制度の導入 ②賃金制度、人事評価制度の見直し ③多様な勤務形態、短時間勤務制度の導入 ④各制度の導入までのプロセス・運用面の工夫 (制度改善の推進体制の整備、運用状況を踏まえた見直し) 等
高年齢者の 意欲・能力の維持向上 のための取組	①高齢従業員のモチベーション向上に向けた取組や高齢従業員の役割等の明確化 ②高齢従業員による技術・技能継承の仕組み ③高齢従業員が活躍できるような支援の仕組み (IT 化へのフォロー、危険業務等からの業務転換) ④高齢従業員が活躍できる職場風土の改善、従業員の意識改革、職場コミュニケーションの推進 ⑤新職場の創設・職務の開発 ⑥中高齢従業員を対象とした教育訓練、キャリア形成支援の実施 等
高年齢者の雇用継続のための 作業環境の改善、健康管理、安全衛生、 福利厚生取組	①作業環境の改善 (高齢者向け設備の改善、作業姿勢の改善、配置・配属の配慮) ②従業員の高齢化に伴う健康管理・メンタルヘルス対策の強化 ③従業員の高齢化に伴う安全衛生の取組 (体力づくり、安全衛生教育、事故防止対策) ④福利厚生の充実 (休憩室の設置、レクリエーション活動、生涯生活設計の相談体制) 等

令和3年度高年齢者活躍企業コンテストの応募は、
以下の都道府県支部高齢・障害者業務課までお願いします。

ご応募お待ちしております

令和2年10月1日現在

都道府県	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	063-0804	札幌市西区二十四軒 4 条 1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青 森	030-0822	青森市中央 3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩 手	020-0024	盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 3 階	019-654-2081
宮 城	985-8550	多賀城市明月 2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋 田	010-0101	潟上市天王字上北野 4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山 形	990-2161	山形市漆山 1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福 島	960-8054	福島市三河北町 7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨 城	310-0803	水戸市城南 1-4-7 第 5 プリンスビル 5 階	029-300-1215
栃 木	320-0072	宇都宮市若草 1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群 馬	379-2154	前橋市天川大島町 130-1 ハローワーク前橋 3 階	027-287-1511
埼 玉	336-0931	さいたま市緑区原山 2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千 葉	261-0001	千葉市美浜区幸町 1-1-3 ハローワーク千葉 5 階	043-204-2901
東 京	130-0022	墨田区江東橋 2-19-12 ハローワーク墨田 5 階	03-5638-2794
神奈川	241-0824	横浜市旭区南希望が丘 78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新 潟	951-8061	新潟市中央区西堀通 6-866 N E X T 21 ビル 12 階	025-226-6011
富 山	933-0982	高岡市八ヶ 55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石 川	920-0352	金沢市観音堂町へ-1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福 井	915-0853	越前市行松町 25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山 梨	400-0854	甲府市中小河原町 403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長 野	381-0043	長野市吉田 4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐 阜	500-8842	岐阜市金町 5-25 G-front II 7 階	058-265-5823
静 岡	422-8033	静岡市駿河区登呂 3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛 知	460-0003	名古屋市中区錦 1-10-1 M I テラス名古屋伏見 4 階	052-218-3385
三 重	514-0002	津市島崎町 327-1 ハローワーク津 2 階	059-213-9255
滋 賀	520-0856	大津市光が丘町 3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京 都	617-0843	長岡京市友岡 1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大 阪	566-0022	摂津市三島 1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0782
兵 庫	661-0045	尼崎市武庫豊町 3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈 良	634-0033	橿原市城殿町 433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山	640-8483	和歌山市園部 1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥 取	689-1112	鳥取市若葉台南 7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島 根	690-0001	松江市東朝日町 267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡 山	700-0951	岡山市北区田中 580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広 島	730-0825	広島市中区光南 5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山 口	753-0861	山口市矢原 1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳 島	770-0823	徳島市出来島本町 1-5 ハローワーク徳島 5 階	088-611-2388
香 川	761-8063	高松市花ノ宮町 2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛 媛	791-8044	松山市西垣生町 2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高 知	781-8010	高知市栈橋通 4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福 岡	810-0042	福岡市中央区赤坂 1-10-17 しんくみ赤坂ビル 6 階	092-718-1310
佐 賀	849-0911	佐賀市兵庫町若宮 1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長 崎	854-0062	諫早市小船越町 1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊 本	861-1102	合志市須屋 2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大 分	870-0131	大分市皆春 1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮 崎	880-0916	宮崎市大字恒久 4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島	890-0068	鹿児島市東郡元町 14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖 縄	900-0006	那覇市おもろまち 1-3-25 沖縄職業総合庁舎 4 階	098-941-3301

令和3年度 高年齢者活躍企業コンテスト

高年齢者がいきいきと働くことのできる
創意工夫の事例を募集します。

高年齢者活躍企業コンテスト^(※1)は、高年齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場等で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、**優秀事例について表彰を行います**。
優秀企業等の改善事例と実際に働く高年齢者の働き方を社会に広く周知することにより、企業等における雇用・就業機会の確保等の環境整備に向けて具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的としています。多数のご応募をお待ち申し上げております。

※1 令和3年4月1日施行の高年齢者雇用安定法改正に伴い70歳までの就業確保が努力義務化されたことから、令和3年度から名称を変更しました。（旧：高年齢者雇用開発コンテスト）

I 取組内容

働くことを希望する高年齢者が、年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことができるようにするため、各企業等が行った雇用管理や職場環境の改善に関する創意工夫の事例を募集します。なお、創意工夫の具体的な例示として、以下の取組内容を参考にしてください。

取組内容	内 容（例示）
高年齢者の活躍のための 制度面の改善	①定年制の廃止、定年年齢の延長、65 歳を超える継続雇用制度の導入 ②賃金制度、人事評価制度の見直し ③多様な勤務形態、短時間勤務制度の導入 ④創業支援等措置（65 歳以上における業務委託・社会貢献）の導入 ^(※2) ⑤各制度の導入までのプロセス・運用面の工夫 （制度改善の推進体制の整備、運用状況を踏まえた見直し）等
高年齢者の 意欲・能力の維持向上 のための取組	①高齢従業員のモチベーション向上に向けた取組や高齢従業員の役割等の明確化 ②高齢従業員による技術・技能継承の仕組み ③高齢従業員が活躍できるような支援の仕組み（IT 化へのフォロー、危険業務等からの業務転換） ④高齢従業員が活躍できる職場風土の改善、従業員の意識改革、職場コミュニケーションの推進 ⑤新職場の創設・職務の開発 ⑥中高齢従業員を対象とした教育訓練、キャリア形成支援の実施 等
高年齢者が働きつづけられるための 作業環境の改善、健康管理、安全衛生、 福利厚生	①作業環境の改善（高年齢者向け設備の改善、作業姿勢の改善、配置・配属の配慮） ②従業員の高齢化に伴う健康管理・メンタルヘルス対策の強化 ③従業員の高齢化に伴う安全衛生の取組（体力づくり、安全衛生教育、事故防止対策） ④福利厚生の充実（休憩室の設置、レクリエーション活動、生涯生活設計の相談体制） 等

※2 「創業支援等措置」とは、以下の①・②を指します。
①70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
②70歳まで継続的に、「a.事業主が自ら実施する社会貢献事業」又は「b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業」に従事できる制度の導入

II 応募方法

1. 応募書類等

- イ. 指定の応募様式に記入していただき、写真・図・イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付してください。
- ロ. 応募様式は、当機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課^(※3)にて、紙媒体または電子媒体により配付します。また、当機構のホームページ^(※4)からも入手できます。
- ハ. 応募書類等は返却いたしません。

2. 応募締切日

令和3年3月31日（水）当日消印有効

3. 応募先

各都道府県支部高齢・障害者業務課（※3）へ提出してください。

- ※3 連絡先は最終ページをご参照ください
- ※4 URL：https://www.jeed.or.jp/elderly/activity/activity02.html
（令和3年4月1日以降は、次のURLに変更となります。
https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html）

主催 厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

当機構では厚生労働省と連携の上、企業における「年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことのできる」雇用事例を普及啓発し、高年齢者雇用を支援することで、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進していきます。



Ⅲ

応募資格

- 原則として、企業からの応募とします。
- 応募時点において、次の労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。
 - (1) 平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日の間に、労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表されていないこと。
 - (2) 「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」(平成 29 年 1 月 20 日付け基発 0120 第 1 号) 及び「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」(平成 31 年 1 月 25 日付け基発 0125 第 1 号) に基づき公表されていないこと。
 - (3) 令和 2 年 4 月以降、職業安定法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づく勧告又は改善命令等の行政処分等を受けていないこと。
 - (4) 令和 2 年度の障害者雇用状況報告書において、法定雇用率を達成していること。
 - (5) 令和 2 年 4 月以降、労働保険料の未納がないこと。
- 高齢者が 65 歳以上になっても働ける制度を導入^(※5) し、高齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる職場環境となる創意工夫がなされていることとします。
 - ※5 高齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象者の基準を設けている場合は、当コンテストの趣旨に鑑み、対象外とさせていただきます。
- 応募時点前の各応募企業における事業年度において、平均した 1 月あたりの時間外労働時間が 60 時間以上である労働者がいないこととします。

Ⅳ

賞 (※6)

【厚生労働大臣表彰】	【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰】
★ 最優秀賞 1 編	★ 優秀賞 若干編
★ 優秀賞 2 編	★ 特別賞 若干編
★ 特別賞 3 編	

※6 上記は予定であり、各審査を経て入賞の有無・入賞編数等が決定されます。

Ⅴ

審査

学識経験者等から構成される審査委員会を設置し、審査します。

Ⅵ

審査結果発表等

令和 3 年 9 月中旬を目処に厚生労働省及び当機構において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ、厚生労働省または当機構より直接通知します。

また、入賞企業の取組事例は、厚生労働省及び当機構の啓発活動を通じて広く紹介させていただくほか、当機構発行の月刊誌「エルダー」誌上及びホームページ等に掲載します。

Ⅶ

著作権等

提出された応募書類の内容に係る著作権及び使用权は、厚生労働省及び当機構に帰属することとします。

Ⅷ

問い合わせ先

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用推進・研究部 研究開発課
〒 261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 3 丁目 1 番 3 号
TEL : 043-297-9527 E-Mail : tkjyoke@jeed.or.jp
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 各都道府県支部高齢・障害者業務課
連絡先は最終ページをご参照ください。

令和 2 年度高齢者雇用開発コンテスト 入賞企業

＜厚生労働大臣表彰＞	最優秀賞	株式会社 大津屋 (福井県福井市 コンビニエンスストア)
	優秀賞	グロリア 株式会社 (千葉県南房総市 諸官公庁および民間特需のユニフォーム)
	優秀賞	医療法人 成雅会 泰平病院 (福岡県糟屋郡 医療・介護)
	特別賞	株式会社 新潟アパタイト (新潟県上越市 精密ばね製品組立・検査・梱包等)
	特別賞	株式会社 清水製作所 (山梨県北杜市 プラスチック製造業)
	特別賞	英興 株式会社 (京都府京都市 石英ガラス製品加工販売等)

＜独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰＞

優秀賞	伸和ピアノ 株式会社 (千葉県千葉市 ピアノの買取り・販売・修繕・調律・配送業務)
優秀賞	社会福祉法人 合掌苑 (東京都町田市 特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護、有料老人ホーム、障害者支援センター)
優秀賞	溝端紙工印刷 株式会社 (和歌山県伊都郡 飲食店用紙製品のデザイン・製造・販売等)
優秀賞	株式会社 ルネックス (鳥取県倉吉市 メガネ・補聴器・光学機械小売業)
優秀賞	社会福祉法人 愛心会 (愛媛県宇和島市 特別養護老人ホーム・短期入所施設)

(ほか特別賞として 17 社)

information ～参考情報～

高齢者がいきいきと働くことができる社会の実現に役立てるため、当機構では企業向けに様々な資料を作成しています。

高齢者雇用について色々な事例を知りたい・参考にしたい！

→ 「65 歳超雇用推進事例サイト」

当機構が収集した高齢者の雇用事例をインターネット上で簡単に検索できる Web サイトです。「65 歳超雇用事例集」、「高齢者雇用開発コンテスト表彰事例 (エルダー)」で紹介された 108 社、120 事例を検索できます。今後も、当機構が提供する最新の企業事例情報を随時公開します。

65 歳超雇用推進事例サイト 検 索

→ 「65 歳超雇用推進マニュアル」「65 歳超雇用推進事例集」シリーズ

高齢者を戦力化するためにさまざまな取組がありますが、特に、「制度面」として、定年年齢の 65 歳以上への延長 (または廃止)、65 歳を超える継続雇用延長などは有効な一手段となります。

マニュアルでは制度の導入・改定手順を、事例集では実際に取組んでいる先進企業の事例を掲載しています。

なお、改正高齢者雇用安定法に対応した新たなマニュアルを令和 3 年 2 月に刊行予定です。

65 歳超雇用推進マニュアル事例集 検 索

高齢者雇用に取り組みたいけれど…具体的に何から手をつけよう？

→ 「競争力を高めるための高齢者雇用」

高齢者雇用を効果的に進めるための具体的な取り組みを、コンテスト入賞企業事例などを元に、「シニアの意欲・能力を活かすしくみ」、「シニアが持つ強みの積極的活用」、「シニアが長く働けるためのしくみ」の大きく 3 つのポイントに分けて紹介した資料です。

様々な業種や規模の企業事例がありますので、「こんな方法があったのか」と新たな発見があるかもしれません。

